

地域指定年度	昭和48年 7月
計画策定年度	昭和49年11月
計画見直し年度	平成10年12月
	平成25年 6月

我孫子市農業振興地域整備計画書

平成25年6月

千葉県 我孫子市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア. 土地利用の構想.....	1
イ. 農用地区域の設定方針.....	3
(2) 農業上の土地利用の方向.....	4
ア. 農用地等利用の方針.....	4
イ. 用途区分の構想.....	6
ウ. 特別な用途区分の構想.....	8
2 農用地利用計画.....	8
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	9
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	9
2 農業生産基盤整備開発計画.....	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
4 他事業との関連.....	10
第 3 農用地等の保全計画	11
1 農用地等の保全の方向.....	11
2 農用地等保全整備計画.....	11
3 農用地等の保全のための活動.....	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な 利用の促進計画	12
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向.....	12
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	12
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用 の促進を図るための方策.....	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
第 5 農業近代化施設の整備計画	15
1 農業近代化施設の整備の方向.....	15
2 農業近代化施設整備計画.....	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	16

第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 ……………	17
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向……………	17
2	農業就業者育成・確保施設整備計画……………	17
3	農業を担うべき者のための支援の活動……………	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連……………	17
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画 ……………	18
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標……………	18
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策……………	18
3	農業従事者就業促進施設……………	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連……………	18
第 8	生活環境施設の整備計画 ……………	19
1	生活環境施設の整備の目標……………	19
2	生活環境施設整備計画……………	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連……………	20
4	その他の施設の整備に係る事業との関連……………	20
第 9	附 図 ……………	21
1	土地利用計画図（附図 1 号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図 2 号）	
3	農業近代化施設整備計画図（附図 4 号）	
4	農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図 5 号）	
別 記	農用地利用計画 ……………	22
(1)	農用地区域……………	22
	ア．現況農用地等に係る農用地区域……………	22
	イ．現況農業用施設用地に係る農用地区域……………	42
(2)	用途区分……………	43

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

1. 地域の位置

我孫子市は、南北延長が最長部で約4 km、東西延長約1.4 km、面積はおよそ43.19 km²である。地理的には千葉県の北西部に位置し、東に印西市、南と西は手賀沼を隔て柏市があり、北は利根川をはさんで、茨城県取手市・利根町と隣接し、手賀沼と利根川にはさまれた細長い馬の背状の土地となっている。鉄道は、JR常磐線及び成田線が通過し、常磐線は東京メトロ千代田線が相互乗り入れを行っており、都心へは35分～40分で連絡している。道路交通としては、国道6号が市の北西部を通過し、国道356号線が中央部、南北を県道船橋・我孫子線が縦断し、南西部を市都市計画道路根戸新田・布佐下線が通過している。

2. 地形

地形は、大きく台地部と低地部に区分される。台地部は、市街地が形成されており、市街地に隣接して畑が残されている。一方、手賀沼や利根川沿いに広がる低地部は、平坦な水田が広がっている。

3. 土地利用の現況

土地利用については、現在、市街化区域が1,615 ha、市街化調整区域が2,704 haとなっており、農地が約31%、宅地が約25%、山林原野が約4%となっている。また農業振興地域は、我孫子ゴルフ倶楽部のゴルフ場区域を除いた市街化調整区域全域2,648 haが指定されており、その内農地が約47%で7割以上が水田である。

4. 人口・産業

人口は、住宅団地の造成や首都圏のベッドタウン化により昭和45年の市制施行時に約5万人であったが、現在では約2.6倍の約13万人に大きく増加している。また近年は穏やかな増加傾向となっており、今後は横ばい傾向が続くと思われる。

産業別就業者人口は、第3次産業が76%を占め、第1次産業は約1.3%に減少しており、農業従事者の高齢化や農家戸数の減少の問題が生じている。

5. 土地利用の基本方針

市は、以下の基本方針に基づき、土地利用を総合的・計画的に進めるものとしている。

(土地利用の基本方針)

市街地は、適正な土地利用の誘導により、快適で暮らしやすいまちを形成する。

市街地を取り巻く、手賀沼や古利根等の水辺、農用地域に広がる集団的な優良農地、身近で緑豊かな斜面林など、重要な自然環境がある区域は、積極的に保全する。その他の農地や緑地などの自然的土地利用がなされている区域については、自然環境を最大限保全することを基本とし、新たな都市の発展を担う都市的土地利用をはかる場合には、自然環境の保全・創出に努める。

農業振興地域における今後の土地利用については、この基本方針を踏まえ、以下により推進するものとする。

① 農業生産基盤としての積極的な整備

将来にわたって農地として利用すべき土地については、用排水改良や農道等の整備を積極的に行い、大規模化、低コスト化を目指した生産基盤の整備を行う。

② 環境保全への配慮

農地は、水質の浄化、広々とした農村景観の形成、多様な生物の生息環境等の機能も有している。

農地の有するこれらの機能を適正に評価し、農地を保全していくとともに、これらの機能の保全・向上を図るための整備を推進する。

また、減化学肥料等による環境に配慮した環境保全型農業の誘導を行う。

③ 農業集落の生活環境整備

農業集落の生活基盤である集落内道路、下水道、コミュニティ施設については、各担当部局と協力して整備を推進する。

④ 公共施設等用地の誘導

市民生活に不可欠な公共施設等のために必要となる用地については、農業生産環境への影響に配慮して選定及び整備するよう、関係部局と十分協議を行い土地利用の誘導を行う。

⑤ 「あびこ型都市農業」の拠点づくり

研修・販売・加工・体験・PR・情報の受発信・コミュニケーション等の機能を持ち、農家と非農家、都市住民等の交流の場ともなる「農業拠点施設」を整備する。

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針
設定なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある農業用施設用地のうち、2ha以上の農業用施設については、農用地区域に設定する。

なお、2haに満たない農業用施設であっても、(ア)において農用地区域に設定する方針とした現況農用地介在又は隣接する当該農用地と一体的に保全する必要がある約0.72haの農業用施設用地について農用地区域に設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林については、農用地区域を設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

農用地区域は、利根川、手賀沼沿いを中心として、水田、畑、樹園地で構成されている。

水田については、排水改良や地盤沈下対策を進めているが、田畑輪換を行っている農家は少ない。また、他産業への就業機会が豊富なことから、第2種兼業化が進んでいる。このようなことから、安定した他産業就業を有する第2種兼業農家による個別経営が多く、農地の集団化や農作業の共同化は進んでいないのが現状である。

今後は、用排水改良、湛水防除、農道等の生産基盤整備を積極的に推進し、規模拡大が可能なほ場条件を確保することにより、安定した農業就業を可能にし、担い手育成の強化や認定農業者制度の普及促進を図り、この担い手を中心とした経営規模の拡大を図る。

そのために利用権設定等促進事業や農地利用集積円滑化事業を積極的に進めるものとする。一方、農用地区域に設定されている畑は、基盤整備を行った水田からの転換畑が中心である。今後は、生産基盤の整備を促進し、畑作農家との連携を深めることにより、労働力の調整を図り、露地野菜及び施設園芸を推進する。

また、農用地区域内にある樹園地については、主に梨が栽培されており、もぎとり園や直販等へ誘導する。

平成24年10月1日現在 単位：h a

区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況 (耕地面積)	将来 (耕地面積)	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況 (耕地面積)	将来 (耕地面積)	増減	現況
A-1	319 (311.8)	319 (311.8)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	319 (311.8)	319 (311.8)	0	—
A-2	83.5 (80.0)	83.5 (80.0)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83.5 (80.0)	83.5 (80.0)	0	—
A-3	173 (171.5)	173 (171.5)	0	—	—	—	—	—	—	0.09	0.09	0	173.1 (171.5)	173.1 (171.5)	0	—
B-1	14.8 (13.8)	14.8 (13.8)	0	—	—	—	—	—	—	0.02	0.02	0	14.8 (13.8)	14.8 (13.8)	0	—
B-2	13.2 (11.7)	13.2 (11.7)	0	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0	13.3 (11.7)	13.3 (11.7)	0	—
B-3	85.9 (84.7)	85.9 (84.7)	0	—	—	—	—	—	—	0.41	0.41	0	86.3 (84.7)	86.3 (84.7)	0	—
B-4	113.5 (112.3)	113.5 (112.3)	0	—	—	—	—	—	—	0.06	0.06	0	113.6 (112.3)	113.6 (112.3)	0	—
B-5	224.3 (223.8)	224.3 (223.8)	0	—	—	—	—	—	—	0.04	0.04	0	224.3 (223.8)	224.3 (223.8)	0	—
計	1,027.2 (1,009.6)	1,027.2 (1,009.6)	0	—	—	—	—	—	—	0.72	0.72	0	1,027.9 (1,009.6)	1,027.9 (1,009.6)	0	—

(注) () 内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付け面積統計において定義する「耕地」の面積である。

資料：農業委員会不耕作地調査結果

イ. 用途区分の構想

(ア) A-1 地区

主に北新田を中心としたこの地区は、利根川の調節池としての役割を有している。生産基盤としては、平坦で整形な区画が整備された水田であることから、今後は用排水施設等を適切に維持・改善し、継続して生産性の高い水田として利用していく。

畑は、水田周囲に小規模に点在しており、今後は、排水条件の改善にあわせ、水田転作を生かした野菜生産を拡大する。

(イ) A-2 地区

この地区（我湖工区）は、市街化区域と利根川に囲まれた農地で、平坦に整備された水田が中心である。近年は、畑において農家開設の体験農園が開設され、近隣の都市住民に利用されている。

今後は、農地の用排水改良を進め、より生産性の高い水田農業及び野菜栽培等が可能な条件の整備を図る。

畑は近年、施設野菜の生産も行われている。今後は、省エネ・省力化施設の導入により、労働生産性の向上を図る。

(ウ) A-3 地区

利根川沿いの地区（主に布湖工区）については、平坦で整形区画の水田が大部分を占めている。

水田については、用水改良及び農道の整備を進め、高生産性の水田農業を推進する。

畑は、利根川堤防沿いや集落周辺に散在しており、自家消費の野菜栽培が主であるが、一部には施設園芸や果樹栽培も見られる。また、農家開設の体験農園も開設され、近隣の都市住民に利用されている。

本地区は、大規模な住宅地に隣接することから、今後、パートタイマー等の労働力を活用し、施設園芸や果樹栽培とともに少量多品目の野菜生産を推進する。

(エ) B-1 地区

根戸新田地区を中心としたこの地区は、幹線道路沿いの水田で主に水稻作が、後背地の畑では主に露地野菜が栽培されており、一部では、都市住民向けの体験農園や景観作物栽培にも取り組まれている。

一方、この地区の農地は、一定のまとまりはあるものの、幹線道路で分断されていると同時に周囲を手賀沼と市街地に囲まれ、狭隘かつ閉鎖的な環境に置かれている。

また、この地区の一部の農地は、国営手賀沼干拓土地改良事業（昭和43年完了）の受益地とされているが、地区全体として排水が非常に悪く、区画整理、用水施設、農道等の基盤整備も行われていないことなどから、担い

手・後継者も育たない状況である。

こうしたことから、将来にわたる持続的な農業経営が困難な状況になっている。

なお、この地区の農地は、農業経営の面では厳しい状況におかれながらも、手賀沼沿いにある、手賀沼の水辺や後背斜面林などとともに良好な自然環境を形成していることから、ひきつづき保全・活用が図られる必要がある。

今後、関係農家への支援、多様な担い手の掘り起こしや活用を図りながら、市の独自施策も導入して農地としての保全・活用を推進していくものとする。

(オ) B-2地区

高野山新田地区を中心としたこの地区は、水田では水稲作、畑では施設園芸による野菜栽培と自家消費用の露地野菜栽培が行われており、地区中央部では、市民の余暇活用や農業に触れあう場の提供として市営の市民農園が設置されている。また、一部では景観作物の栽培や農家開設の体験農園の運営も行われている。

一方、この地区の農地は、幹線道路で分断されていると同時に周囲のほとんどを手賀沼と市街地に囲まれ、多くが狭隘かつ閉鎖的な環境に置かれている。

また、この地区の農地は、国営手賀沼干拓土地改良事業（昭和43年完了）の受益地とされているが、一部に用水施設がある程度で、その他では区画整理、用水施設、農道等の基盤整備が行われておらず、排水も十分ではないことなどから、作物栽培においては非常に不利な状況になっている。

なお、この地区の農地は、農業経営の面では厳しい状況におかれながらも、手賀沼沿いにある、手賀沼の水辺や後背斜面林などとともに良好な自然環境を形成していることから、ひきつづき保全・活用が図られる必要がある。

B-1地区と同様、今後、関係農家への支援、多様な担い手の掘り起こしや活用を図りながら、市の独自施策も導入して農地としての保全・活用を推進していくものとする。

(カ) B-3地区

本地区（大字岡発戸新田から新木村下）は、水田が中心ある一方、幹線道路沿いや南部工区内の土地の一部では、施設園芸や果樹の生産も行われている。

また、この地区の水田の区画は整形であるが、排水不良や地盤沈下が進んでいる現状がある。今後は、排水改良、用水路等の整備を推進する。

施設園芸・果樹については、高品質生産を行えるよう施設の近代化を進める。

また、手賀沼沿いの岡発戸新田地区は、手賀沼の水辺や後背斜面林などとともに良好な自然環境を形成していることから、ひきつづき保全・活用が図られるよう、関係農家への支援を行うとともに、市の独自施策も導入して農

地としての保全・活用を推進していく。

(キ) B-4地区

本地区（大字大作新田から相島）は、B-3・B-5地区と連続する水田地帯であり、一部で農家開設の体験農園に利用されている。

今後は、低コストで生産性の高い水田農業を推進する。

(ク) B-5地区

本地区（大字上沼田から下沼田）は、手賀川沿いの水田地帯であり、B-3・B-4地区と一体的に高生産性の水田農業を展開していく。

また、担い手育成による集約化を推進し、農道等の基盤整備も促進する。

ウ. 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（省略）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地区域は、手賀沼、利根川沿い低地部の平坦な水田が中心であり、本市が進める農業生産基盤の整備は、地盤沈下対策を含めた用排水機能の維持及び改善対策が中心となる。

また、本地域では老朽化した用排水施設が多く、計画的に更新又は再整備を進める必要がある。

今後、以下により農業生産基盤の整備を推進するものとする。

① 水田農業における低コスト化

水田農業の低コスト化が可能な生産基盤を整備する。具体的には、排水条件の改良を主とする用排水施設の高度化、用水施設の布設替え、老朽化に伴う施設等の改修、客土、農道の整備を推進する。

② 畑作の振興

都市近郊としての立地条件を生かした畑作農業を振興するために、排水改良、客土による水田の汎用化、農道、畑地かんがい施設の整備を推進する。

③ 交流の場としての農地及び施設の整備

生産者と消費者が近接する都市農業の振興を図るため、農業拠点施設の整備や農家開設型市民農園の整備支援等を行っていく。

④ 水質の保全

手賀沼は市のシンボルであるとともに、農業用水源でもある。現在、手賀沼の水質については、国による北千葉導水事業等が進められており、一定の改善がはかられた。しかし、引き続き改善のための取り組みが必要であり、農業においても化学窒素の施用を抑えた環境にやさしい農業を誘導し、手賀沼への負荷を軽減させていく。

これら生産基盤の整備により、担い手農家への農地の流動化や農作業の受委託等ソフト面の対策を一体的に行い、より高い事業効果が上がるよう取り組みを進めていく。また、生産基盤・近代化施設を整備する際は、景観や地域環境への配慮、生態系の保全などに留意するものとする。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農道整備	農道舗装 (1900m)	A-3	35ha	①	
農道整備	農道舗装 (4600m)	B-3 B-4 B-5	350ha	②	
排水改良	管水路整備	A-1	319ha	③	
用水改良	管水路整備	A-2	83ha	④	
用水改良	管水路整備	A-3	173ha	⑤	
用水改良	管水路整備	B-3	86ha	⑥	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地区域は、利根川、手賀沼沿いに分布しており、市域の約2割を占めているが、農業従事者の高齢化や後継者不足、また社会的経済的事情等により、耕作放棄地が年々増加し、農用地の機能低減が懸念されている。

農用地は、水源のかん養、洪水の防止、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的な機能を発揮しており、優良な農用地を保全していくことが重要である。

この保全策として、担い手育成の強化や認定農業者制度の普及促進を図っていく。

また、今後、後継者がいない高齢農家の営農の見込みや土地持ち非農家の農地の貸付意向等を把握し、貸付や売買を希望する農地については、認定農業者をはじめ、新規就農者や法人等の多様な担い手への利用集積を進めていく。

2 農用地等保全整備計画

特になし

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地による農用地の機能低下を未然に防止するために、認定農業者をはじめ、新規就農者や法人等の多様な担い手への利用集積を通じて、農地流動化を推進する。

また、農業者の高齢化や後継者不足による農作業の労働力不足を解消するために、あびこ型「地産地消」推進協議会や市民団体等と協力しながら、援農ボランティアの育成や支援システムの充実を図る。

さらに、農家による市民農園開設への支援を進める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率かつ安定的な農業経営の目標

現在、本市の主要な農家では、水稻を主体に露地野菜、施設園芸、果樹等を組み合わせた複合経営が行われている。なかには、ちばエコ農産物栽培などの環境保全型農業に取り組む農家も増えている。

時代の流れに対応して、本市の農業が発展していくためには、農業が魅力とやりがいのある産業となることが必要であり、主たる1経営体当たりの年間所得を600万円以上、年間労働時間1900時間以内を目標とする。

さらに、家族経営協定により就業条件を整備し、経営改善を目指す。

本市における目標とする主な営農類型は、以下の通りである。

H24. 4. 1

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
家族 経営	水稻	55ha	水稻	12戸	260ha
	露地野菜	0.5ha	なす、かぼちゃ、ブロッコリー	1戸	1ha
	水稻+露地野菜	27ha	水稻、枝豆、ねぎ、ほうれん草	6戸	64ha
	水稻+施設野菜	9.2ha	水稻、トマト	5戸	13.2ha
	施設野菜+露地野菜	2ha	トマト、きゅうり、ほうれん草	1戸	3ha
	水稻+施設野菜+露地野菜	32.5ha	水稻、いちご、トマト、きゅうり、キャベツ	10戸	54ha
	水稻+露地野菜+果樹	7ha	水稻、ほうれん草、大根、日本なし	2戸	10ha
法人 経営	水稻	6ha	水稻	1組織	50ha

資料：農業経営改善計画

(2) 農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農地は、前述の通り、手賀沼、利根川沿い低地部の平坦な水田と台地上の畑地に区分できる。平坦な水田については、利用権の設定や農作業の受委託により中核的経営体の規模拡大を図ることが必要である。また、台地上の畑地については、多くが市街化調整区域内の農地であるが、市街地の整備が進むなかで、防災、レクリエーション等多様な役割を担っており、計画的な保全、利用を図る。

特に農業経営規模の拡大により発展を図ろうとする農業者に対しては、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農地利用集積円滑化事業や利用権設定等促進事業による利用集積や農作業受委託の促進に努め、農地の流動化を図る。

また、農地貸借による経営規模拡大とあわせて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するように努める。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市は、都市近郊としての立地条件から、かつての地価の高騰、住宅等の開発需要により、農地の資産的保有意識が依然として強い。また、ほ場整備の進捗等で農作業時間が短縮したことによって兼業での農業経営が容易になってきている。

このことから、農地の流動化が進みにくいのが現状である。

しかし、現在の中核的な農業従事者の高齢化による世代交代や農業機械の更新等を契機にして、貸し出しや売却を希望する農地の増加が予想される。このような農地は、借受け、受託、購入する農家が育成されていない場合、遊休化することが危惧されることから、以下のような方策により、担い手となる農家の育成を図る。

① 出し手農家の掘り起こし活動の強化

農業経営規模の拡大により発展を図ろうとする農業者に対しては、農業委員会と連携しながら出し手農家の掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係わる情報を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

② 農業経営に関する相談、研修活動の実施

農業経営の改善を目指す農家や生産組織を対象に、農業協同組合、県農業事務所等と役割分担を図りつつ、経営診断、先端技術の導入、経営管理の合理化等に関する研修、指導活動を進める。

③ PR活動の展開

資産的農地保有意識や貸し出しに対する不安感等が、農地流動化の主な障害となっていることから、これらを解消するためのPR活動を積極的に行う。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

「あびこ型都市農業」を展開していくためには、水田農業の低コスト化、畑作・施設園芸・果樹の拡大、消費者情報の的確な入手とこれに対応する流通の展開、農業を支える人づくり等が重要な施策となる。

なお「あびこ型都市農業」とは、

- 1つ目に生産地即消費地の利点を活かす農業
 - 2つ目に多様な労働力の活用と人材の育成を図る農業
 - 3つ目に効率的かつ安定的な経営の確立と推進を目標とした農業
- である。

これら施策を展開していくために必要な施設について、以下のように整理する。

①水田農業の振興

現在、本地域の水田農業の多くは、安定した他産業就業者を有する兼業農家によって営まれている。今後、コスト低減を図るためには、規模の大きな経営体（家族経営、法人経営）による営農が必要であり、このような水田農業に必要な大型機械、共同利用施設の整備を農業関係者ととともに推進する。

②畑作・果樹の振興

畑作については、大消費地に近い立地条件を生かし、貯蔵性や輸送性が低く、鮮度が重要視される野菜や遠隔大産地の端境期に出荷できるような多様な作柄の生産が必要である。

このため、周年栽培の実施、品質の向上が図られるよう、施設整備を農業関係者ととともに推進する。

③農業拠点施設の設置

地産地消を推進するセンター機能を配置した「農業拠点施設」の整備を行う。

拠点施設は、研修・販売・加工・体験・PR・情報の受発信・コミュニケーション等の機能を複合した施設である。また、本施設は農家と非農家、都市住民等の交流の場としての機能を有し、「あびこ型都市農業」の可能性を高める施設である。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
水稲共同栽培管理施設	未定	A, B	—	—	利用組合	—	
野菜共同栽培管理施設	未定	A, B	—	—	〃	—	
農業拠点施設	未定	A, B	—	—	〃	—	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を将来に渡り、持続的発展させていくためには、認定農業者や新規就農者、女性農業者等の多様な担い手が必要である。

担い手を育成する施設として研修機能や情報受発信機能等を含んだ「農業拠点施設」の整備を推進する。また、この農業拠点施設の整備やちばエコ・有機農産物の普及、農産物加工業の育成等を通して、安全で安心できる地元農産物の地域内流通システムを確立する。

2 農業就職者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農業拠点施設	農産物販売や加工、担い手の研修、農業に関する情報収集・提供等の機能を備えた施設	未定	農業経営を発展させようとする担い手農業者等	—	

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業経営への支援

規模拡大を図ろうとする農業者や集落で中心となる農業者を積極的に育成し、農地の利用集積、経営相談等の必要な支援を推進していく。また、新規就農者に対しては就農がスムーズに図れるように関係機関と連携しながら、農地の確保や技術指導、就農相談を行っていく。

(2) 労働力確保への支援

農業者の高齢化や後継者不足による農作業の労働力不足を解消するために市民団体等と協力し援農支援を図る。

(3) 女性農業者の育成・参画支援

女性の社会参加を促進するため、女性の経営参画や能力開発の促進、家族経営協定の締結の推進、女性活動支援体制の充実を図る。

また、市の「男女共同参画プラン実施計画」において位置付けられている、審議会等の女性委員割合40%の目標達成に向け、女性農業者の登用を積極的に図っていく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農家の約81%は兼業農家であり、他産業就業が進んでいる。首都圏への通勤圏内に位置し、また市内にも企業が立地することから、兼業農家の他産業就業の多くが恒常的勤務の形態である。

今後も経営農家の多くが兼業農家であると予想されることから特に目標を設定しない。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市では、通勤圏内に他産業就業の場が豊富にあることから、特に対策は行わない。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市は、谷津の入り込んだ起伏のある地形、手賀沼・利根川・古利根沼などの水、樹林地や田・畑の緑などで構成される独特の自然環境がある。このような自然環境の保全・育成を図りつつ、緑と水に恵まれた生活環境の形成を目指していく。

具体的には、以下のような内容とする。

(1) 安全性

農業集落内は、幅員の狭小な道路が多く、緊急自動車の通行に支障を来している箇所もあり、道路の拡幅整備とあわせ、安全性の向上を図る。

また、雨水排水については、特に低地に位置する集落において、農地排水対策とあわせ整備を行う。

(2) 保健性

本市では、市街化区域と周辺農村集落のほぼ全域が公共下水道の全体計画区域に含まれており、同計画の推進により、下水道の早期普及を目指す。

また、ごみ処理については、クリーンセンターを拠点に収集・処理されている。消費者の志向に対応した安全性の高い農産物の生産を行うためには、有機肥料の確保が必要であり、特に生ごみや剪定枝木等のチップを利用した堆肥製造を行い、農地に還元していく。

なお、剪定枝木のチップ活用等については、福島第一原子力発電所の放射能事故の影響が懸念されることから、使用上問題がないことを確認したうえで活用を図るものとする。

(3) 利便性

本市は、首都圏への通勤の便にも恵まれているとともに、都市計画道路の整備により、骨格となる道路体系も整備されつつある。しかし、農業集落内道路は幅員が4m未満の路線も多く、拡幅等の整備を行う。

(4) 快適性

本市は、手賀沼をシンボルとした自然、歴史、風土に根ざした街づくりを進めている。農業集落は、このような緑と水に恵まれた環境を形成しやすい条件にある。農地や農業用水路を生かした親水の間やレクリエーションの間を形成するとともに、農村としての落ち着きのある景観の保全に努めていく。

(5) 文化性

農業は、子供たちの学習活動、高齢者福祉、レクリエーション活動等多様に利用することができる。農地の多様な利用を進めるなかで、都市住民と農家の交流を促進する。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農業集落の生活基盤である集落内道路、下水道、コミュニティ施設については、各担当部局と協力して整備を推進する。

第 9 付 図

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）
- 4 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）